

(5) コミュニティセンター等の活用

しよう！
どんどん活用



カヌマン2号

鹿沼市では、自治会をサポートする体制として、自治会連合会の事務局が協働のまちづくり課の事務室内にあります。

また、まちなか交流プラザ（下横町）にはまちなか支援室が、各地区にはそれぞれ14のコミュニティセンターがあり、自治会活動をサポートしています。

ここではコミュニティセンターの活用について記載します。

●行政サービスの相談窓口

各コミュニティセンターでは住民票の発行など窓口業務の他、行政サービスの相談窓口としての役割も担っています。

例えば、道路に穴があいていて危険である、カーブミラーを設置してほしいなど、どの部署に連絡したらよいか分からない場合には各コミュニティセンターが窓口になり、担当部署に連絡いたします。

●地域団体の事務局（資料づくり、行事への支援）

各地区には交通安全協会、スポーツ協会、消防団など様々な団体があり活動をしています。

コミュニティセンターでは団体の事務局として、総会や役員会などの会議の準備、各種イベントのサポートなどを行っています。

●施設利用（会議室の貸し出し、図書の貸し出し）

各コミュニティセンターでは会議室や調理室などの貸し出しもしています。会議や打ち合わせ、サークル活動などご利用できます。

利用にはあらかじめ予約・申請が必要になります。また施設利用料金がかかりますので、詳しくは各コミュニティセンターまでお問い合わせください。

また無料で図書の貸し出しもしています。

●公民館事業の開催

各コミュニティセンターではそれぞれ様々な公民館事業を開催しています（料理教室、ハイキングなど）。開催内容につきましては毎月発行されるコミュニティセンターだよりをご覧ください。